

茨城県報 号 外

昭和51年1月16日

金 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

●道路の区域変更(道路維持課).....	1	ページ
●道路の供用開始(").....	2	

告 示

茨城県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年1月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西関宿栗橋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
猿島郡五霞村大字川妻字外 西裏1585番の2から	旧	最大 8.8	979.0	
猿島郡五霞村大字川妻字 川岸前県境界まで		最小 5.1		
猿島郡五霞村大字川妻字外 西裏1585番の2から	新	最大 22.0	315.0	
猿島郡五霞村大字川妻字外 西裏県境界まで		最小 10.3		

茨城県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年1月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道 西関宿栗橋線

2 供用開始の区間

猿島郡五霞村大字川妻字外西裏1585番の2から

猿島郡五霞村大字川妻字外西裏県境界まで

3 供用開始の期日 昭和51年1月16日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 7 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所